

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和7年7月分）

[illegible]

随意契約理由書

1. 案件名称

此花大橋歩道部拡幅及び長寿命化に関する調査検討業務委託

2. 契約相手方

大日本ダイヤコンサルタント株式会社 大阪支社

3. 随意契約理由

此花大橋は、此花区舞洲と同区市街地内陸部を結ぶ、三径間連続自碇式吊橋及び四径間連続鋼床版箱桁橋で構成された橋長 740m の橋梁である。

本橋は、万博会場や周辺のインフラ整備により、工事車両等が増加することを受け、渋滞対策として歩道部を廃し、車道 4 車線を 6 車線に変更する暫定整備を既に行っており、歩行者及び自転車は迂回により通行を確保しているが、万博終了後における歩道部の復旧として、車道 6 車線に加え、歩道部の桁を拡幅し、本橋の完成形に整備することとしている。

本業務は、完成形の整備に先立ち、主ケーブル等主要部材の構造について、維持管理に必要な調査及び、風に対する制振対策の実施について工学的判断を基に要否を決定するために必要となる調査・検討を行い、今後の長寿命化に向けた維持管理等の計画を策定するものである。

業務の遂行にあたり、本橋が自碇式モノケーブル吊橋形式という全国でも珍しい構造であることに加え、吊橋において供用後に桁を増設した歩道拡幅工事は前例がない。

また、本橋周辺地は、港湾部橋梁ということもあり、自然風を全方位で受けやすく、風の影響により発生する振動を適切に考慮する必要がある。

そのため、架橋地点において風の観測を実施し、本橋に作用する風の特徴を正確に把握するとともに、制振対策についての的確な技術検討と併せて、本橋梁におけるケーブルや鋼床版（U リブ等）の現状、能力等を正確に把握し、補修補強の必要性や歩道拡幅後の長寿命化を見据えた維持管理計画の作成が肝要である。

以上のことから、公募型プロポーザル方式により、幅広い知見や高度な技術力を審査し、優れた業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果、上記の業者が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、大日本ダイヤコンサルタント株式会社大阪支社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局 道路河川部 橋梁課 （電話番号 06-6615-6818）